

令和３年４月１日
規程第１４６号

(趣旨)

第１条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成２２年規則第１号。以下「学則」という。）第７８条第２項の規定に基づき、他の大学院において授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(大学院間協議)

第２条 学則第７８条第１項で規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、学長が行う。

- 一 学生の身分の取扱い
- 二 履修できる授業科目の範囲及び単位数
- 三 履修期間
- 四 対象となる学生数
- 五 受入れ手続き
- 六 単位の認定方法
- 七 授業料等費用の取扱い
- 八 その他必要な事項

(出願手続及び許可)

第３条 他の大学院での授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

２ 前項の規定による願い出があった場合は、学長が許可する。

３ 学長は、前項の規定により履修を許可した学生について、当該大学院に受入れを依頼するものとする。

(履修の期間)

第４条 他の大学院の授業科目の履修を許可する期間は、学則第６９条の修業年限及び学則第７０条の在学期間に算入する。

(履修許可の取消)

第５条 学長は、他の大学院での履修を許可した学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該大学院と協議し、許可を取り消すことができる。

- 一 成業の見込みがないと認められる場合
- 二 学生としての本分に反する行為のあった場合
- 三 その他履修が困難と認められる事情が生じた場合

(単位の認定)

第６条 学則第７８条第１項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、１５単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。ただし、学則第７９条で規定する既修得単位として修得したものとみなす単位数と合わせて２０単位を超えないものとする。

２ 前項で規定する単位の認定は、学長が行うものとし、認定された単位は、学則第８０条に規定する所定の単位に算入する。

(授業料)

第７条 他の大学院での履修を許可された者は、当該期間中においても所定の授業料を納付しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、他の大学院において授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。